

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月13日
【四半期会計期間】	第61期第1四半期（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）
【会社名】	澁谷工業株式会社
【英訳名】	SHIBUYA KOGYO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 澁谷 弘利
【本店の所在の場所】	石川県金沢市大豆田本町甲58番地
【電話番号】	(076) 262 - 1201 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理本部長 吉道 義明
【最寄りの連絡場所】	石川県金沢市大豆田本町甲58番地
【電話番号】	(076) 262 - 1201 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理本部長 吉道 義明
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社 名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄3丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第61期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第60期
会計期間	自平成20年7月1日 至平成20年9月30日	自平成19年7月1日 至平成20年6月30日
売上高(百万円)	9,835	53,232
経常利益又は経常損失() (百万円)	885	1,703
四半期純損失()又は当期純利益(百万円)	945	303
純資産額(百万円)	28,809	30,070
総資産額(百万円)	59,997	65,289
1株当たり純資産額(円)	1,063.57	1,109.33
1株当たり四半期純損失()又は1株当たり当期純利益(円)	34.98	11.34
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益(円)	-	-
自己資本比率(%)	47.9	45.9
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	52	4,348
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	165	6,482
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,205	2,902
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(百万円)	6,719	8,053
従業員数(人)	2,279	2,308

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2. 売上高には、消費税等は含まれていない。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式がないため記載していない。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社における異動もない。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	2,279
---------	-------

（注）従業員数は、就業人員数を記載している。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	1,333
---------	-------

（注）従業員数は、就業人員数を記載している。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）
パッケージングプラント事業	7,444
メカトロシステム事業	2,560
合計	10,004

(注) 1. 金額は販売価額によっており、セグメント間の取引については相殺消去している。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

(2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	受注高 （百万円）	受注残高 （百万円）
パッケージングプラント事業	7,185	15,250
メカトロシステム事業	2,464	3,195
合計	9,650	18,446

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）
パッケージングプラント事業	7,518
メカトロシステム事業	2,316
合計	9,835

(注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去している。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれていない。
 3. 主な相手先別の販売実績および総販売実績に対する割合は、次のとおりである。

相手先	当第1四半期連結会計期間	
	金額（百万円）	割合（%）
アサヒ飲料(株)	1,108	11.3
ニプロ(株)	1,077	11.0

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はない。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間のわが国経済は、米国に端を発した金融システム危機、急速な円高による輸出の減少や資源価格の高騰などにより、企業の設備投資や消費者心理が急激に冷え込み、景気後退の局面が続いた。

このような状況の下で、当社グループは引き続き木目細やかな受注活動と新製品開発、コスト削減に努めてきた。この結果、当第1四半期連結会計期間の業績は連結売上高98億35百万円、営業損失8億48百万円、経常損失8億85百万円、四半期純損失9億45百万円となった。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりである。

(パッケージングシステム事業)

パッケージングシステム事業において、酒類用プラントは前年同期を下回ったが、食品用プラントは飲料用の大型プラントの納入があり、また、薬品・化粧品用プラントは点眼剤用の大型プラントの納入があったため、共に前年同期を上回った。

その結果、連結売上高は75億18百万円、営業損失は1億54百万円となった。

(メカトロシステム事業)

メカトロシステム事業において、半導体製造装置は、国内向けが国内半導体業界の在庫調整等による設備投資抑制により減少し、海外向けもLED関連装置の主たる仕向け先である韓国の通貨安の影響を受けて伸び悩んだ。また、医療機器は、前期に引き続きBRICs諸国を中心とした海外向けが好調であったため、堅調に増加した。切断加工機は、新たに進出した樹脂加工分野での大型受注の効果により増加した。

その結果、連結売上高は23億16百万円、営業損失3億円となった。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、次のとおりである。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、52百万円の資金増加となった。これは主に、税金等調整前四半期純損失が11億92百万円となり、売上債権が40億62百万円、仕入債務が19億88百万円、未払金及び未払費用が14億99百万円それぞれ減少したことによるものである。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、1億65百万円の資金減少となった。これは主に、有形固定資産の取得による支出が1億82百万円あったことによるものである。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、12億5百万円の資金減少となった。これは主に、短期借入金による収入が11億26百万円あったものの、短期借入金の返済による支出が19億42百万円あったことによるものである。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末より13億34百万円減少し67億19百万円となった。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はない。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第127条各号に掲げる事項)は次のとおりである。

1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えている。

当社は、支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えている。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではない。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくない。

当社が、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、経験やノウハウに基づく高い技術、独自の経営管理システム、優秀な人材の確保・育成と企業風土、顧客等との信頼関係、および健全な財務体質を今後も維持し、発展させていくことが必要不可欠であり、これらが当社株式の大量買付を行う者により中長期持続的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになる。

それ故、当社としては、上述の類型を含む当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買収行為を抑止するためには、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があるものと思料している。

2) 基本方針実現のための取組み

(a) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値・株主共同の利益の向上に向けて、創業80周年である平成23年(2011年)6月期には、連結売上高1,000億円を達成することを目標としている。

この目標達成のために、各事業部門ごとに、また各子会社ごとに既存ビジネスの拡充と、新製品の寄与、海外市場への展開など計数を積み上げて算出し、全社一丸となり達成に邁進している。

また、コーポレートガバナンスに関する取組みとしては、平成19年9月の定時株主総会において新たに独立性の高い社外取締役1名を選任し、その体制を強化している。

なお、監査役4名のうち3名は社外監査役であり、これらの監査役が取締役会等重要な会議に出席し、コーポレートガバナンスの実を挙げている。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として、平成19年8月23日開催の取締役会において信託型ライツ・プランを導入することを決議し、同年9月26日開催の定時株主総会において承認された。

信託型ライツ・プランは、信託を利用することにより、所定の買収者等の有する当社の株券等の保有割合を希釈化させることのある新株予約権を予め発行し、買収者が出現した時点の(当社以外の)株主全員がこれを取得できるようにしておくことで、株主のために時間や情報を確保し、また株主のために当社が買収者と交渉すること等が可能となるようにしておく仕組みである。

将来買収者が出現した場合には、信託銀行は、一定の手続に従って確定される新株予約権の交付を受けるべき受益者に対して、原則として、その保有する当社株式の数に応じて新株予約権を交付することになる。信託型ライツ・プランの導入に伴い発行された新株予約権は、これを行使すると1個当たり当社の普通株式を原則として1株取得することができる。新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は1円としている。

新株予約権は、割当日の前後を問わず、一ないし複数の者が、(ア)当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。)(以下「特定大量保有者」という。)になったことを示す公表がなされた日から原則として10日間が経過したとき、または、(イ)公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。)(以下「特定大量買付者」という。)となる公開買付開始公告を行った日から原則として10日間が経過したとき(以下、上記(ア)に定める事由と併せて「権利発動事由」と総称し、権利発動事由が発生した時点を「権利発動事由発生時点」という。)に限り、(i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(vi)上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者(以下、上記(i)ないし(v)に該当する者を「非適格者」と総称する。)のいずれにも該当しない者のみが、これを行使することができる。なお、当社取締役会は、当社が別途定めた新株予約権細則(以下「新株予約権細則」という。)に従い、当社の株券等の取得または保有をしても当社の企業価値・株主共同の利益に反しない者を特定大量保有者や特定大量買付者に該当しないと認めて権利発動事由が発生しないようにしたり、また、上記(ア)または(イ)の10日間という期間を延長することにより、権利発動事由発生時点を延期することもできる。

すなわち、新株予約権の権利発動事由が発生し、新株予約権が行使可能となったときは、原則として、非適格者等を除く当社の一般株主は、有利な条件で当社株式を取得することができるようになる一方で、非適格者等は、他の株主による新株予約権の行使または当社による新株予約権の取得の結果、その有する持分割合が希釈化されるという影響を受ける可能性がある。なお、当社は、非適格者が有する新株予約権の全部または一部を一定の額の金銭と引換えに取得することができる。当社はかかる取得を一定期間にわたり複数回に分けて行うことができる。

当社は、信託型ライツ・プランの導入に際し特別委員会を設置している。特別委員会は、権利発動事由発生時点の延期、買収を提案する者との関係における権利発動事由の不発生その他新株予約権の行使条件の不充足、新株予約権の取得等について、新株予約権細則に定められた手続に従い決定した場合には、当社取締役会に対する勧告を行う。当社取締役会は、実質的にこの特別委員会の勧告に従って、会社法上の機関としての決定を行うものとされている。

なお、信託型ライツ・プランのために、平成19年9月27日付で住友信託銀行株式会社に対して無償で発行された新株予約権の総数は40,150,000個である。新株予約権の行使期間は、原則として平成19年9月27日から平成22年9月30日までの約3年間とされている。

信託型ライツ・プラン導入後であっても、信託型ライツ・プランが発動されていない場合、株主に直接具体的な影響が生じることはない。他方、信託型ライツ・プランの発動時においては、信託銀行から、当社取締役会が別途定める日における当社以外の株主に対して、その保有する当社株式1株につき1個の割合で、新株予約権の交付がなされる。株主が、当社所定の新株予約権行使請求書等を提出した上、新株予約権の目的たる当社株式1株当たり所定の行使価額に相当する金額を払込取扱場所に払い込んだ場合には、新株予約権1個当たり1株の当社株式が交付されることになる。仮に、株主がこうした金銭の払込その他新株予約権行使に係る手続を経なければ、他の株主による新株予約権の行使により、その保有する株式が希釈化される場合がある（但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じない）。

3) 具体的取組みに対する当社取締役の判断およびその理由

上記2)の(a)に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うものである。

また、信託型ライツ・プランは、上記2)の(b)記載のとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものである。特に、信託型ライツ・プランは、株主総会の特別決議を経て導入されたものであること、その内容として合理的な客観的解除要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって構成される特別委員会が設置され、信託型ライツ・プランの発動、行使条件の不充足および新株予約権の取得等に関する決定に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で独立した第三者である専門家を利用することができることとされていること、有効期間が約3年と定められた上、取締役会によりいつでも新株予約権を取得できるものとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではない。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、2億21百万円である。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動に重要な変更はない。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はない。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はない。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,300,000
計	80,300,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行 数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	27,500,315	27,500,315	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	-
計	27,500,315	27,500,315	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回信託型ライツ・プラン新株予約権

当社は、会社法第236条および第238条ならびに当社定款第37条の規定に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的として、新株予約権と信託の仕組みを利用したライツ・プラン（以下、「信託型ライツ・プラン」という）を導入するに際し、かかる信託型ライツ・プランの一環として新株予約権（以下、「本新株予約権」という）を発行することを平成19年9月26日の定時株主総会にて承認可決した。

平成19年9月27日に住友信託銀行株式会社と信託契約を締結し、同日付けで同行に対して本新株予約権を無償で発行した。

本新株予約権の内容は以下のとおりである。

決議年月日	平成19年9月26日
付与対象者	(注) 1
新株予約権の数(個)	40,150,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,150,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(1) 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、本新株予約権の行使により発生または移転する株式1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた価額とする。 (2) 行使価額は1円とする。
新株予約権の行使期間	平成19年9月27日(木)から平成22年9月30日(木)までとする。ただし、(注)4の1)ないし4)の規定に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権については、当該取得日およびその前日においては行使できないものとする。また、平成22年4月1日(木)以降同年9月30日(木)以前に権利発動事由(注)2の2)に定義される。以下同じ。)が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から6ヶ月間が経過した日までとする。なお、行使期間の最終日が払込取扱場の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の株式の発行価格は、行使価額とする。 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条に従い算出される資本金等増加限度額の全額とし、資本準備金は増加しないものとする。
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3
取得条項に関する事項	(注) 4
信託の設定の状況	当社を委託者とし住友信託銀行株式会社を受託者とする金銭信託以外の金銭の信託契約を締結し、信託を設定する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1. 付与対象者

当社は、信託銀行を受託者とする金銭信託以外の金銭の信託契約を締結し、信託を設定する。本信託の受益者は、将来買収者が出現した後に、一定の手続により特定される当社の全株主(買収者を含み、自己株式の保有者としての当社は除く。)となる。

2. 行使の条件

1) 以下の用語は次のとおり定義される。

- () 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。以下同じ。）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。）をいう。
- () 「公表」とは、多数の者の知り得る状態に置かれたことをいい、金融商品取引法第27条の23または第27条の25に定められる報告書の提出および当社が行う金融商品取引所の規則に基づく適時開示を含む。
- () 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれらに該当すると認める者を含む。）。
- () 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。以下同じ。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本()号において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。）の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。）をいう。
- () 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。）をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- () ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共通の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認める者をいう。「支配」とは、他の会社等の財務および事業の方針の決定を支配していること（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。

なお、上記()および()にかかわらず、下記()ないし()の各号に該当する者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとする。

当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）または当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義される。）

当社を支配する意図なく特定大量保有者となった者であると当社取締役会が認める者であって、かつ、特定大量保有者になった後10日間（ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより特定大量保有者ではなくなった者当社による自己の株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定大量保有者になった者であると当社取締役会が認める者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）

当社を委託者とする信託の受託者として本新株予約権をその発行時に取得し、保有している者（当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。）

当社取締役会において、当社取締役会が別途定める新株予約権細則（以下「本新株予約権細則」という。）に従い、その者が当社の株券等を取得または保有すること（以下「買収」という。）が当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと認める者（本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）が下記3）または4）の規定により本新株予約権を行使することができるか否かにかかわらず、当社取締役会は、いつでもこれを認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認める場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）

2) 本新株予約権の割当日の前後を問わず、一ないし複数の者が、(ア)特定大量保有者になったことを示す公表がなされた日から10日間（ただし、当社取締役会は、本新株予約権細則に従いかかる期間を延長することができる。）が経過したとき、または(イ)特定大量買付者となる公開買付開始公告を行った日から10日間（ただし、当社取締役会は、本新株予約権細則に従いかかる期間を延長することができる。）が経過したとき（以下、上記(ア)に定める事由と併せて「権利発動事由」と総称し、権利発動事由が発生した時点を「権利発動事由発生時点」という。）に限り、()特定大量保有者、()特定大量保有者の共同保有者、()特定大量買付者、もしくは()特定大量買付者の特別関係者、()上記()ないし()記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または()上記()ないし()記載の者の関連者（以下、上記()ないし()に該当する者を「非適格者」と総称する。）のいずれにも該当しない者のみが、本新株予約権を行使することができる。

- 3) 上記2)の規定にかかわらず、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当該買収につき、()次の各号に規定する事由(以下「脅威」という。)がいずれも存しない場合、または()もしくは複数の脅威が存するにもかかわらず、本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない場合には、本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記()または()の場合に該当するかについては、本新株予約権細則に定められる手続に従い判断されるものとする。
- 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれがあること
- (a) 当社株式を買い占め、その株式につき当社または当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
 - (b) 当社を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
 - (c) 当社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- 当該買収に係る取引の仕組みが当該買収に応じることを当社の株主に強要するものであること
当社株主もしくは当社取締役会が当該買収について十分な情報を取得できないこと、または、当社取締役会がこれを取得した後、当該買収の検討を行い、もしくは、当該買収に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと
当該買収の条件(対価の価額・種類、買収の時期、買収方法の適法性、買収実行の実現可能性、買収後における当社の従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。)が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適切であること
上記 ないし のほか、当該買収またはこれに係る取引が当社の企業価値・株主共同の利益(当社の従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者の利益も勘案されるものとする。)に反する重大なおそれがあること
- 4) 上記3)の規定のほか、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当社取締役会の提示または賛同する、当該買収とは別の代替案が存在し、当該代替案が当社に係る支配権の移転(特定の者が当社の総株主の議決権の過半数を保有することとなる行為をいう。)を伴う場合で、かつ、()当該買収が当社が発行者である株券全てを現金により買付ける旨の公開買付けのみにより実施されており、()当該買収が上記3) (a)ないし(d)に掲げる行為等により当社の企業価値・株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれがなく、()当該買収に係る取引の仕組みが当該買収に応じることを当社の株主に強要するものでなく、かつ、()当該買収またはこれに係る取引が当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれのないものである場合には、本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記の場合に該当するかについては、本新株予約権細則に定められる手続に従い判断されるものとする。
- 5) 上記3)および4)のほか、適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に本新株予約権を行使させるに際し、()所定の手続の履行もしくは()所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、または()その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行または充足されたとき当社取締役会が認める場合に限り本新株予約権を行使することができ、これが充足されたとき当社取締役会が認めない場合には本新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当該管轄地域に所在する者に本新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者に本新株予約権の行使をさせることが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。

- 6) 上記5)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、()自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家 (accredited investor)であることを表明、保証し、かつ()その有する本新株予約権の行使の結果取得する当社株式の転売は東京証券取引所における普通取引(ただし、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該本新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該本新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションDおよび米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記()および()を充足しても米国証券法上適法に本新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
- 7) 受託者は、受託者としての地位に基づき本新株予約権を行使することができない。
- 8) 本新株予約権者は、当社に対し、自らが非適格者に該当せず、非適格者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面を提出した場合に限り、かつ、(注)6に規定する行使の方法等に従うことにより、本新株予約権を行使することができるものとする。
- 9) 本新株予約権者が、上記2)ないし8)の規定により本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社またはその関係者は、当該本新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
3. 新株予約権の譲渡に関する事項
- 本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が日本国外に所在する者であって、(注)2の5)または6)の規定により本新株予約権を行使することができない者(非適格者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。
- 当該管轄地域に所在する者による本新株予約権の全部または一部の譲渡に関し、譲渡人により譲受人が作成し署名または記名捺印した誓約書(下記 ないし についての表明・保証条項および補償条項を含む。)が提出されていること
- 譲受人が非適格者に該当しないこと
- 譲受人が当該管轄地域に所在しておらず、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者ではないこと
- 譲受人が非適格者および に定める当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者のいずれかのために譲り受けようとしている者でないこと
4. 取得条項に関する事項
- 1) 当社は、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、本新株予約権者が(注)2の3)または4)の規定により本新株予約権を行使することができないと当社取締役会が認めるときは、当社取締役会が別に定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得する。ただし、当社取締役会が、(注)2の1) に従い買収者が(注)2の1) に定める者に該当すると決定した場合は、この限りではない。
- 2) 上記1)のほか、当社は、権利発動事由発生時点までの間、いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができる。なお、当社取締役会は、当社取締役会が権利発動事由発生時点までの間に必要かつ適切と認めた場合には、当社定款の定めに基づき、かかる本新株予約権の無償取得をしないことについて株主総会に付議することができるものとし、当該株主総会において本新株予約権の無償取得をしないことが否決された場合には、当社取締役会は、上記のとおり全ての本新株予約権を無償で取得するものとする。
- 3) 当社は、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合、本新株予約権者が(注)2の3)または4)の規定により本新株予約権を行使することができないと当社取締役会が認める場合を除き、当社取締役会が別に定める日の到来日をもって、非適格者および受託者以外の者が有する本新株予約権のうち未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき1株の当社株式を交付することができる。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。

4) 当社は、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合、本新株予約権者が(注)2の3)または4)の規定により本新株予約権を行使することができないと当社取締役会が認める場合を除き、いつでも、当社取締役会が別に定める日の到来日をもって、非適格者が有する本新株予約権の全部または一部(当社取締役会が別に定めるところによる。)を取得し、これと引換えに、当該本新株予約権1個につき(a)(ア)特定大量保有者になったことを示す公表がなされた日または(イ)特定大量買付者となる公開買付開始公告を行った日のいずれか早い日の直前の6ヶ月間の各取引日(終値のない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)を算術平均した額(ただし、当社の株式分割、株式併合そのほか交付する対価の額の調整が必要とされるような事由が生じたと当社取締役会が合理的に認める場合には、適切な調整が行われる。)に0.5を乗じて得られる額(1円未満の端数は切り上げる。以下「本新株予約権取得対価額」という。)に、(b)次に定める経過利息相当額を加えた額に相当する金銭を交付することができる。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回に分けて行うことができる。また、非適格者が複数存在する場合、非適格者が有する本新株予約権の一部を取得するときは、各非適格者の所有する本新株予約権の数に応じた按分比例の方法により行う。なお、経過利息相当額とは、本新株予約権1個につき、()当該本新株予約権に係る本新株予約権取得対価額に関し、非適格者が当該本新株予約権の新株予約権者になった日(同日を含む。)から、金銭を対価とする当該本新株予約権の取得が行われる日の前日(同日を含む。)までの期間について年率1.50%(複利)で計算される額(1事業年度に満たない期間についてはかかる期間の実日数を分子とし、365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)として当社取締役会が合理的に認めた額をいう。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、または株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生時点において行使されておらず、かつ当社により取得されていない本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社または株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。ただし、本新株予約権に代わる新たな新株予約権の交付に関し、以下の条件に沿う記載のある吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認に関する議案につき当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

新たに交付される新株予約権の数

本新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権に係る行使期間、権利行使の条件、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金、組織再編行為の場合の新株予約権の交付および再編当事会社による当該新株予約権の取得

上記「新株予約権の行使期間」、「新株予約権の行使の条件」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」ならびに「取得条項に関する事項」および「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に準じて、組織再編行為に際して決定する。

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が日本国外に所在する者であって、上記(注)2の5)または6)の規定により本新株予約権を行使することができない者(非適格者を除く。)であるときは、再編当事会社の取締役会は、(注)3の ないし の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

6. 本新株予約権の行使の方法等

- 1) 本新株予約権の行使は、当社所定の新株予約権行使請求書に、行使する本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項（当該本新株予約権者が非適格者に該当せず、非適格者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項および補償条項を含む。）を記載し、これに記名捺印したうえ、必要に応じて別に定める本新株予約権行使に要する書類および会社法、金融商品取引法その他の法令およびその関連法規（日本証券業協会および本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を添えて、払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る本新株予約権の行使に際して出資すべき金銭を払込取扱場所に払込むことにより行わなければならない。
- 2) 本新株予約権の行使は、上記1)の規定に従い、行使に係る本新株予約権の新株予約権行使請求書および添付書類のすべてが、払込取扱場所に到着した時になされたものとみなす。

(3) 【ライツプランの内容】

「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	-	27,500	-	11,392	-	9,842

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握していない。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間期末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしている。

【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 476,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 27,004,100	270,041	-
単元未満株式	普通株式 20,015	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	27,500,315	-	-
総株主の議決権	-	270,041	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式24株が含まれている。

【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 澁谷工業株式会社	金沢市大豆田本町甲58番地	476,200	-	476,200	1.73
計	-	476,200	-	476,200	1.73

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年7月	8月	9月
最高(円)	842	880	868
最低(円)	751	750	769

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はない。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、明澄監査法人による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,024	8,358
受取手形及び売掛金	15,703	19,768
たな卸資産	¹ 6,573	¹ 5,877
繰延税金資産	759	403
その他	455	652
貸倒引当金	5	7
流動資産合計	30,511	35,052
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	7,814	7,939
機械装置及び運搬具(純額)	1,397	1,469
土地	9,472	9,487
建設仮勘定	120	87
その他(純額)	947	986
有形固定資産合計	² 19,752	² 19,969
無形固定資産		
のれん	1,786	1,849
その他	376	396
無形固定資産合計	2,163	2,245
投資その他の資産		
投資有価証券	4,594	5,156
長期貸付金	10	11
繰延税金資産	2,240	2,133
その他	768	764
貸倒引当金	43	43
投資その他の資産合計	7,571	8,021
固定資産合計	29,486	30,236
資産合計	59,997	65,289

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,345	12,336
短期借入金	3,589	4,239
未払法人税等	170	391
未払費用	1,874	3,388
賞与引当金	940	327
その他	1,671	1,490
流動負債合計	18,593	22,173
固定負債		
長期借入金	5,545	5,980
退職給付引当金	6,723	6,749
役員退職慰労引当金	296	290
繰延税金負債	0	0
その他	27	24
固定負債合計	12,594	13,045
負債合計	31,188	35,219
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,392	11,392
資本剰余金	9,842	9,842
利益剰余金	8,119	9,199
自己株式	427	427
株主資本合計	28,925	30,006
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	142	7
繰延ヘッジ損益	6	1
為替換算調整勘定	34	36
評価・換算差額等合計	184	27
少数株主持分	68	92
純資産合計	28,809	30,070
負債純資産合計	59,997	65,289

(2)【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
売上高	9,835
売上原価	8,869
売上総利益	965
販売費及び一般管理費	1,814
営業損失()	848
営業外収益	
受取利息	3
受取配当金	1
投資有価証券売却益	1
持分法による投資利益	0
その他	45
営業外収益合計	52
営業外費用	
支払利息	47
手形売却損	7
投資有価証券売却損	3
為替差損	19
その他	12
営業外費用合計	89
経常損失()	885
特別利益	
固定資産売却益	26
貸倒引当金戻入額	2
特別利益合計	29
特別損失	
固定資産売却損	1
固定資産処分損	0
投資有価証券評価損	334
特別損失合計	336
税金等調整前四半期純損失()	1,192
法人税、住民税及び事業税	146
法人税等調整額	370
法人税等合計	223
少数株主損失()	23
四半期純損失()	945

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自平成20年7月1日
 至平成20年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	1,192
減価償却費	361
のれん償却額	62
退職給付引当金の増減額(は減少)	25
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	5
貸倒引当金の増減額(は減少)	2
賞与引当金の増減額(は減少)	613
受取利息及び受取配当金	5
支払利息	47
持分法による投資損益(は益)	0
投資有価証券売却損益(は益)	1
投資有価証券評価損益(は益)	334
売上債権の増減額(は増加)	4,062
前受金の増減額(は減少)	231
たな卸資産の増減額(は増加)	701
仕入債務の増減額(は減少)	1,988
未払金及び未払費用の増減額(は減少)	1,499
その他	78
小計	383
利息及び配当金の受取額	5
利息の支払額	65
法人税等の支払額	271
営業活動によるキャッシュ・フロー	52
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	105
定期預金の払戻による収入	105
投資有価証券の取得による支出	50
投資有価証券の売却による収入	38
有形固定資産の取得による支出	182
有形固定資産の売却による収入	40
無形固定資産の取得による支出	7
その他	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	165

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年7月1日
至平成20年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	1,126
短期借入金の返済による支出	1,942
長期借入金の返済による支出	261
自己株式の取得による支出	0
自己株式の売却による収入	0
配当金の支払額	128
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,205
現金及び現金同等物に係る換算差額	15
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,334
現金及び現金同等物の期首残高	8,053
現金及び現金同等物の四半期末残高	6,719

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1)重要な資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として個別法または総平均法による原価法によっていたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として個別法または総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定している。</p> <p>この基準の適用により営業損失、経常損失および税金等調整前四半期純損失は316百万円増加している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p> <p>(2)リース取引に関する会計基準等の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用できることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっている。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き適用している。</p> <p>この適用による損益に与える影響はない。</p>

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
	(3)「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っている。 なお、これによる損益に与える影響はない。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1. 棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定している。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している固定資産の減価償却費については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっている。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はない。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
(有形固定資産(機械装置)の耐用年数の変更) 法人税法改正を契機として経済的耐用年数の見直しを行い、当第1四半期連結会計期間より機械装置の耐用年数を変更している。 なお、これによる損益に与える影響は軽微である。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年6月30日)
1. たな卸資産の内訳は、次のとおりである。	1. たな卸資産の内訳は、次のとおりである。
商品及び製品 549百万円	商品及び製品 339百万円
仕掛品 4,747百万円	仕掛品 4,389百万円
原材料及び貯蔵品 1,275百万円	原材料及び貯蔵品 1,147百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 18,778百万円	2. 有形固定資産の減価償却累計額 18,480百万円
3. 保証債務	3. 保証債務
金融機関からの借入に対する保証債務	金融機関からの借入に対する保証債務
金沢システムハウス㈱ 10百万円	金沢システムハウス㈱ 10百万円
リース債権に対する損害金の保証債務	リース債権に対する損害金の保証債務
北国総合リース㈱ 9百万円	北国総合リース㈱ 10百万円
4. 受取手形割引高 1,713百万円	4. 受取手形割引高 2,711百万円

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりである。
旅費交通費 百万円 9
役員報酬 165百万円
給料 522百万円
賞与引当金繰入額 151百万円
退職給付引当金繰入額 71百万円
役員退職慰労引当金繰入額 5百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在)
現金及び預金勘定 7,024百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 305百万円
現金及び現金同等物 6,719百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 27,500千株

2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 476千株

3. 配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年9月25日 定時株主総会	普通株式	135	5	平成20年6月30日	平成20年9月26日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	パッケージングプラント事業 (百万円)	メカトロシステム事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	7,518	2,316	9,835	-	9,835
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	38	7	45	45	-
計	7,556	2,323	9,880	45	9,835
営業損失()	154	300	454	394	848

(注) 1. 事業区分の方法

製品の種類の類似性を考慮し、事業区分を行っている。

2. 各事業区分の主要製品

事業区分	主要製品
パッケージングプラント事業	洗浄機、殺菌機、充填機、キャッピング機、ラベル貼機、函入函出積荷機、コンベア、製函機、函詰封かん機、農業用選果・選別システムなど
メカトロシステム事業	レーザ加工機やレーザマーキングシステムなどのレーザ応用システム、ハンダボールマウンタなどの半導体製造システム、レーザ手術および治療装置や人工透析システムなどの医療機器、発酵処理機やろ過脱水機などの環境設備システム、高速混気ジェット洗浄機など

3. 会計処理の変更等

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」1.(1)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用している。この基準の適用により「パッケージングプラント事業」の営業損失が147百万円、「メカトロシステム事業」の営業損失が169百万円それぞれ増加している。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める本邦内の割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略している。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	アジア	北米	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	787	203	288	1,279
連結売上高(百万円)				9,835
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	8.0	2.1	2.9	13.0

(注) 1. 国又は地域の区分方法は地理的近接度によっており、各区分に属する主な国又は地域は次のとおりである。

- (1) アジア.....中国・韓国・タイ
- (2) 北米.....米国・カナダ
- (3) その他の地域.....中南米・欧州

2. 海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高(ただし、連結会社間の内部売上高を除く)である。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成20年 9 月30日)		前連結会計年度末 (平成20年 6 月30日)	
1 株当たり純資産額	1,063円57銭	1 株当たり純資産額	1,109円33銭

2 . 1 株当たり四半期純損失金額

当第 1 四半期連結累計期間 (自平成20年 7 月 1 日 至平成20年 9 月30日)	
1 株当たり四半期純損失金額()	34円98銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、1 株当たり四半期純損失であり、また希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。	

(注) 1 株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	当第 1 四半期連結累計期間 (自平成20年 7 月 1 日 至平成20年 9 月30日)
四半期純損失()(百万円)	945
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る四半期純損失()(百万円)	945
期中平均株式数(千株)	27,023
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	

(重要な後発事象)

該当事項はない。

2【その他】

該当事項はない。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月12日

澁谷工業株式会社
取締役会 御中

明澄監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 向山典佐

代表社員
業務執行社員 公認会計士 菊野一裕

代表社員
業務執行社員 公認会計士 深井克志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている澁谷工業株式会社の平成20年7月1日から平成21年6月30日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、澁谷工業株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載の通り、会社は当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていない。